

11. <効率化・経営健全化への取組>

1 組織、人材、定員、給与に関する事項

水道事業の組織については、効率的且つ効果的な事務・事業が運営できるようにスリムな事業組織としていきます。

また、職員の意欲を向上させ、能力が発揮できる組織を構築するため、各種業務の手続きや事務作業の見直しを行い、適正な組織づくりを進めます。

【目標】

- 1) 組織の整備
- 2) 人材の育成
- 3) 民間委託業務の効果の確認
- 4) 民間委託業務の余地の検討

2 広域化に関する事項

高度経済成長期に整備した多くの施設で老朽化が進んでおり、施設の更新及び耐震化には多大な費用が必要となることが予想されるため、施設の位置・規模・構造の最適化に取り組む必要があります。

しかしながら、地理的条件から物理的に厳しいものがあります。

そのためには、施設の再構築、近隣市町村との事業統合及び連携、施設の共同利用化などを検討することで、投資の抑制が期待できます。

【目標】

- 1) 施設の再構築に伴う検討
- 2) 水道事業広域（三八地区）の連携を検討
- 3) 施設管理、水質管理の連携を検討
- 4) 施設の共同利用化を検討

3 民間の資金・ノウハウ等の活用に関する事項

施設や管路の老朽化により、今後の更新費用及び維持管理費用、職員の退職に伴う技術の継承、といった問題が考えられます。

今後は、ライフサイクルコストの削減に向けて、民間事業者との連携が可能か、PFIの導入を検討していきます。

また、施設や管路の更新及び耐震化に向けて、設計や施工監理業務委託の導入を検討し、民間の資金・ノウハウ等の活用を図ります。

【目標】

- 1) PFI導入に向けて調査
- 2) 設計や施工監理業務委託の導入を検討
- 3) 窓口業務や料金徴収業務の業務委託の導入を検討

4 その他の経営基盤の強化に関する事項

施設の更新や補修は、重要度・優先度・老朽度に応じて施設整備計画を策定し、事業の平準化を図りながら、施設規模の適正化を進めます。

また、管路においても同様に重要度・優先度・老朽度に応じて管路更新計画を策定し、事業の平準化を図りながら更新することで、漏水の解消に努めます。

そのためには、最少の投資で最大の効果を上げるための経営改善が必要となります。

【目標】

- 1) 施設規模の適正化
- 2) 有収率の向上
- 3) 経営の改善

5 資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金の不足額がある場合にはその解消策

本計画期間中に、資金不足が発生する見込みはありません。

6 資金管理・調達に関する事項

水道料金収入が減少傾向であることに対して、今後見込まれる費用は増加傾向にあります。これに対応するため、事業の見直しや、経営の効率化等により、経費削減に努め、経営健全化に取り組んでいく必要があります。

財源として、内部留保資金の活用と企業債の借入により投資資金を確保する予定ですが、過度な企業債の借入は償還にあたり将来の重荷になることから、企業債残高が適正な水準になるよう努めます。

【目標】

- 1) 経営健全化
- 2) 企業債残高が適正になるよう検討

7 情報公開に関する事項

公表方法は、広報誌、パンフレットの配布及びホームページへの掲載により行い、また、水道利用者に対して、計画達成状況に関する意見・感想をホームページ等で広く募集し、今後の計画策定にフィードバックさせることで、「安心して確実な水道サービスを可能な限り低廉に、継続して町民に対し提供していく」水道サービスの実現を目指します。

【目標】

- 1) ホームページ公表
- 2) 今後の計画策定にフィードバックさせる

8 その他重点事項